

公益財団法人愛媛県消防協会事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会事務局の組織及び事務分掌に関する規則第6条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の事務決裁について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁とは、公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）及び専決者が、その権限に属する事務処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決とは、この規程により専決権限を認められた者が、その範囲内で常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決とは、決裁者が不在のとき、この規程に定める者が、代わって決裁することをいう。
- (4) 不在とは、決裁する者が、出張、病気、その他の理由により、直ちに意思を決めることができない状態をいう。

(決裁)

第3条 すべての事務は、会長の決裁を経て施行しなければならない。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決することができる。

(専決の制限)

第5条 第4条及び前条に規定する専決事項であっても、重要又は異例に属すると認められる事務については、これらの規定にかかわらず会長の決裁を受けなければならない。

(代決者及び代決の順序)

第6条 代決することができる者及び代決の順序は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により代決した事項で、上司の閲覽に供する必要があると認められるものは、上司の登庁時に直ちに閲覽に供さなければならない。

(代決の禁止)

第7条 代決すべき事項が次の各号のいずれかに該当するものについては、代決することができない。

- (1) 当該事項に重要性があり、かつ、緊急性がないと認められるもの。
- (2) 新たな計画に関するもの。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県消防協会事務決裁規程は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

事務局長の専決事項

- 1 理事会への提出事案に関する事。
- 2 役員又は職員の出張に関する事。
- 3 予算の流用に関する事。
- 4 弔意救済の実施に関する事。
- 5 一件300万円以下（職員の給与に関するものを除く。）の支出負担行為に関する事。
- 6 一件300万円以下の収入命令に関する事。
- 7 備品の処分にに関する事。
- 8 職員の給与に関する事。
- 9 職員の事務分掌に関する事。
- 10 職員の休暇又は欠勤に関する事。
- 11 備品の貸出に関する事。
- 12 定例的な事務、照会、回答報告等に関する事。
- 13 会館の使用に関する事。
- 14 公印の使用管理に関する事。
- 15 文書の収受、発送又は浄書に関する事。
- 16 広報に関する事。

別表第2（第6条関係）

決 裁 者	代決ができる者	
	第 一 次	第 二 次
会 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長
事 務 局 長	事 務 局 次 長	主 幹